旭川市職員措置請求に係る監査結果

一 固定資産税の不均一課税に係る公金の賦課を怠る事実一

令和4年12月7日

旭 川 市 監 査 委 員

目 次

第	1		監	査	の	請	求		٠	•	•	•	•	•	٠	•	•	٠	٠	•	•	•	٠	•	•	•	٠	•	•	•	٠	•	•		1
	1		請	求	人			•		•	•	•	•	•								•		•	•			•	•						1
	2		請	求	書	等	の	提	出		•	•				•						•			•				•						1
	3		請	求	の	内	容		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
第	2		監	査	の	実	施	ļ	•				•																						9
	1		請	求	の	受	理			•	•	•	•	•		•						•		•	•	•		•					•		9
	2		監	査	対	象	事	項		•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•					•				•				10
	3		監	査	対	象	部	局		•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•					•	•		•				11
	4		請	求	人	の	証	拠	の	提	出	及	び	陳	述							•													11
	5		関	係	職	員	の	陳	述	等		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		11
第	3		監	査	の	結	果																												11
	1		関	係	法	令		•		•	•	•	•		•		•	•	•		•	•	•				•	•	•		•	•			11
	2		事	実	関	係	の	確	認		•	•	•		•		•	•	•		•	•	•				•	•	•		•	•			12
	3		判	断		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		15
参	考	資	料																																
	0	地	方	自	治	法	(抜	粋)		•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•			19
	0	地	方	税	法	(抜	粋)		•	•	•		•		•	•	•		•	•	•				•	•	•		•	•			19
	0	旭	IJ	市	都	市	機	能	の	誘	導	に	係	る	古	定	資	産	税	の	不	均	_	課	税	に	関	す	る	条	例	(法技	b粋	:)
		•	•		•		•		•	•	•	•		•	•			•	•	•	•		•	•	•	•	•			•					19
	0	旭	JII	市	都	市	機	能	の	誘	導	に	係	る	古	定	資	産	税	の	不	均	_	課	税	に	関	す	る	条	:例	施	彳		則
		(抜	粋)																		•												19

第1 監査の請求

1 請求人

(省略)

2 請求書等の提出

令和4年10月13日付けの旭川市職員措置請求書(以下「措置請求書」という。)を 同日収受したほか、10月21日付けの「旭川市措置請求書の訂正申立」(以下「訂正申 立書」という。)を同日収受した。

3 請求の内容

請求人提出の措置請求書の内容は、次のとおりである(原文のまま(ただし、法人 名及び個人名は除く。)。訂正申立書の訂正箇所は下波線、訂正内容は【】。)。

(1) 請求の要旨

1. 請求の趣旨

旭川市長及びその他の旭川市職員により、固定資産税の賦課・徴収を怠る事実によって旭川市が被った損害額を補填するための必要な措置を関係者に講ずるよう勧告することを求める。

2. 当事者

(1) 監査請求人

監査請求人らは旭川市民である。 (別紙, 請求人名簿による)

(2) 旭川市長又は旭川市職員

本件監査請求で問題となる財務会計上の行為は、本来行わなければならない 固定資産税の賦課及び徴収を怠った行為である。怠った行為の責任と権限は、 旭川市長及び旭川市地域振興部、旭川市税務部職員らにあるものと解されるが、 特に特定できないため監査請求の対象を旭川市長及び旭川市地域振興部職員及 び旭川市税務部職員とする。(以下、「旭川市長等」という。)

(3) A社及びB社

A社は令和4年度の、B社は令和2年度及び令和4年度において、それぞれ、 旭川市から固定資産税の減免を受けた事業者である。

3. 監査請求の理由と事実経過

(旭川市における都市機能の誘導に係る固定資産税の不均一課税の根拠)

- ① 旭川市は2018(平成30年)12月20日に「旭川市都市機能の誘導に係る固定資産税の不均一課税に関する条例」(以下,「根拠条例」という)を地方税法第6条第2項の規定に基づき制定した。(資料1)
- ② この条例及び同条例施行規則において、不均一課税の対象地域として「旭川

駅前エリア」,「平和通南エリア」,「平和通北エリア」,「銀座通エリア」の4地域を指定するとともに,不均一課税の対象となる都市機能施設としての施設条件と家屋条件を規定した。また,対象となった施設に対して,申請により固定資産税を二分の一にする不均一課税を,5年間を限度として実施する旨を定めた。(資料2)

③ また、「根拠条例」の施行規則において、不均一課税実施のエリアごとに、対象とする建物について「中層以上の家屋」、「3階建て以上の家屋」、「2階建て以上の家屋」などの条件を定めた。

(「根拠条例」に基づく減免の実績)

① 「根拠条例」を活用し、令和4年度(2022年度)には、A社に固定資産税1 千113万9千248円が軽減され、B社にも固定資産税31万8千865円が軽減され、 合計で1千145万8千113円が軽減されている。また、令和2年度(2020年度) にも、B社に対し固定資産税が31万8千865円軽減されており、3件を合計す ると1千177万6千978円の軽減額となる。(資料3、令和4年第2回定例会の C議員への答弁)

(不均一課税に関する考え方等)

- ① 地方税法第6条は、公益等に因る課税免除及び不均一課税を規定するものであり、第2項において、「地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。」と規定している。
- ② 地方税法第6条第2項は、不均一課税について公益上その他の事由により必要がある場合においては実施できるとしているが、どのように解釈すべきかについて旧自治省通達に見ることができる。

固定資産税の不均一課税については、昭和51年自治省税務局長通達で、「一定の固定資産についてのみ税率を引き下げることについて、固定資産税は、固定資産の価値に着目し、それを所有することに担税力を見出し、その価値に応じて税負担を求める物税であるという性格から、その税率はすべての固定資産を通じて一律でなければならないもの」とし、「固定資産税について不均一な課税方法を採用し、特定の固定資産に対して他の固定資産と異なる税負担を求めていることは例外的に認められているが、固定資産税の基本的性格及びこれを前提として組み立てられた法制度の建前に即し、いやしくもこれを逸脱するような運用は許されないもの」としている。(昭和51年5月26日自治固第48号東京都総務・主税局長、各道府県総務部長あて自治省税務局長通達)(以下、「51年通達」という。資料4)

③ 最近においても、固定資産税の不均一課税について総務省の通知が発出されているが、基本的には「51年通達」と変わっていないことが、旭川市議会令和4年第3回定例会 民生建設公営企業分科会でのD委員に対する税務部の答弁で分かる。

(旭川市における不均一課税の実施)

- ① 旭川市においての固定資産税の不均一課税については、すでに条例が廃止された国際観光ホテル整備法に基づき条例制定した国際観光ホテルに対する不均一課税や、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき条例制定した「旭川市工業等振興促進条例」によるもの、そして「根拠条例」をもとにしたものである。
- ② 国際観光ホテルに関する不均一課税は、国際観光ホテル整備法第32条において「登録ホテル業又は登録旅館業の用に供する建物については、地方税法第6条第2項の規定の適用があるものとする」とされており、不均一課税実施に必要とされている公益性が認められるものである。
- ③ 旭川市工業等振興促進条例に基づく不均一課税の実施は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条において、不均一課税により減収となった固定資産税に関して地方交付税の算定において補てんの措置が講じられることになっており、公益性を認めることができる。(資料5)
- ④ これらと比較すると、「根拠条例」による固定資産税の不均一課税の実施は その背景を異にするものであり、税負担の公平性を著しく害する行為よりも優 先できるという「高い公益性」について論理的に説明されなければならないも のである。

(根拠条例に基づく不均一課税の公益性に関して)

- ① 根拠条例に基づく旭川市の固定資産税の不均一課税はどのような公益性のもと実施されているかについて、住民監査請求人が知り得るのは市が作成した「中心市街地への都市機能施設立地促進のための優遇税制」の表題の説明書(資料 6、以下、「説明書」という)及び市議会の会議録等と限られたものである。しかし、こうしたものからは、税負担の公平性を阻害してまで不均一課税を実施できる公益が見当たらない。
- ② 「説明書」では不均一課税の概要として、「旭川市では、中心市街地への都市機能施設の誘導を通じて、にぎわいのある街づくりを進めるため」固定資産税の優遇制度を開始するとしている。また、「この制度を通じて、遊休地の活用や老朽化している建物の建て替え等により、集客やビジネスの促進につながる事業用スペースの新増設を図る場合、投資の費用負担を軽減することができる」とされている。しかし、「にぎわいのある街づくり」は、極めて抽象的なものであり、かつ、街づくりの理念などを述べたに過ぎない。
- ③ また、平成30年第4回定例会のE議員の質問に対して、当時のF地域振興部長は「条例の公益性につきましては、西武跡地の利用など中心市街地の活性化は市民にとっても喫緊の課題でありますし、持続可能で安心して暮らせる生活環境の維持を目指す立地適正化計画を推進し、本市として必要な都市機能を実現することは市民の利益につながる」と述べている。さらに、同大綱質疑で当時のG副市長は「中心市街地の活性化や持続可能な都市構造を実現しようとす

るものでございまして、市政の課題に対応するものとして検討が進められてきたもの」と、述べている。また、この質疑では、なぜ、不均一課税を選択したかの理由についても述べられているが、地方税法が求める公益性の説明としては全く説得力を持たないものである。(資料7 E議員の質疑会議録)

④ 令和4年第1回定例会の予算等審査特別委員会の市長総括質疑においてD委員が「違法性が強い不均一課税の条例を廃止し、必要であれば補助金制度に切り替えるべき」と質したのに対し、H市長は「不均一課税は地方税法の規定により公益上その他の事由により必要な場合において実施することが認められているもの」、「都心部への都市機能施設の誘導により、社会、住民の一般の利益を増進するために、5年間の時限的措置として制度化したものでありますことから、今後も、本制度の運用を進めることで、中心市街地活性化と持続可能な都市構造の実現に向けて対応したい」と述べている。(資料8 D委員の質疑会議録)

これも、これまでの行政側の説明を繰り返しているに過ぎなく、税の公平性 を害してまで不均一課税を実施する理由とはなりえないものである。

(根拠条例に基づく不均一課税と、この間の行政事務との整合性)

- ① 旭川市では、北彩都事業と呼ばれた鉄道高架事業はじめ旭川駅周辺土地区画整理事業、関連街路事業など、1千億円を超す大事業に取り組み平成26年に終了した。事業の基本コンセプトとして「都心ルネッサンス・旭川」を掲げ、整備方針として「鉄道の高架及び忠別川を横断する南北道路の整備」、「旭川市発展のための新しい機能の導入」、「忠別川の環境を活かした都心部の形成」、「楽しくにぎわいを演出する都心部の形成」を定めた。旭川市としての大事業であったが、都市機能の誘導に係る固定資産税の不均一課税等の施策は実施されていないが、駅前地区や駅東地区には多くの商業施設やホテル等が建設された。(資料9)
- ② 中心市街地の活性化は、旭川市にとっても長い間の課題となっており、課題克服に向け長期間において数十の事業が展開されたはずである。しかし、都市機能の誘導に係る固定資産税の不均一課税等の施策は実施されてこなかった。 【(資料10 平成31年予算等審査特別委員会 3月8日 会議録)】
- ③ 根拠条例を企画・立案したのは旭川市地域振興部であるが、同部が策定した「旭川市地域公共交通網形成計画(概要版)(2019年1月)」では、現状と課題の項で「旭川駅を含む半径5kmの範囲に人口や施設が集積し、その周辺部は人口等が広く分散している」(2P)との記載があるように、都市の中心部における施設集積が認識されていた。(資料10、平成31年予算等審査特別委員会3月8日、会議録)。【(資料11)】
- ④ 全国的に中心市街地の空洞化がみられる原因は,「大店法(大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律)」が廃止されたことを受けて, 比較的地価の安価な郊外に大型商業施設の出店が相次ぎ,消費が中心市街地から移動したためである。その後,中心市街地では大型商業施設の競争が激化し,

大型店同士が競合し撤退する場面もみられることになった。旭川市では、駅直結のイオンが出店後に西武百貨店が撤退する事態も起きた。一方、駅周辺は商業的には集客に適した場所であり、さまざまな施設が進出しやすい条件を備えている。あえて、不均一課税の施策で集積を図る必要性はないものと考えるし、必要性があるというのであれば、何らかの補助金制度で対応すべきであり、これまでの取組みもそうであった。

⑤ 旭川市は「旭川市中心市街地活性化基本計画(2017年12月)」を策定した。第3章の「計画の基本的な考え方と推進体制」では、「駅前へのアクセス性が向上しました。」、「大規模イベント開催期間以外の恒常的な来街者は増加しておらず、中心市街地が活性化しているという実感につながっていない」と分析している。そして、同章、第3項において「中心市街地が直面している現状と課題を解決するためには、市民自らの主体的取組みにより、集積された各種基盤と機能を有効活用し、街中の魅力を最大限発揮させながら、恒常的に市内外から多くの人が集まり・・」としている。また、第4章では旭川市都市計画マスタープランとの整合について述べられている。その中において、「都市機能の充実と新たな機能の導入による中心市街地づくり」として、「JR旭川駅、買物公園など旭川のシンボル的な空間や中枢的な機能の集積を生かし、既存の都市機能の充実と新たな機能を導入しながら、これらが連携した、旭川の顔となる中心市街地づくりを進める」としている。(傍線は監査請求人による)

「根拠条例」の説明書では誘導しようとする都市機能の例示として、商業機能があり、小売業、飲食店が対象とされている。また、旅館、ホテルも挙げられている。監査請求人は、こうした施設等が中心市街地に進出・出店することに異を唱えるものではない。監査請求人は、対象地区に不均一課税の手法を用いてまで誘導しなければならないのかを問題にしているのである。また、小売り業にしても飲食店にしても、ホテルにしても、対象地区は最も密集している地域であり、「新たな機能の導入」を目指す「旭川市中心市街地活性化基本計画」の期待に応えるものではない。このように、旭川市の中心市街地活性化基本計画の考え方とも整合性があるとは言えないものである。

- ⑥ 旭川市では、市議会に対する説明資料(資料12【6】)で、「優遇税制の対象となる区域は、下図の対象地区内です」と、図をもって説明していた。ところが、突然、この図は改められて、「対象地区」が「重点誘導地区」に変更されていたようである(資料13)。議会質疑では市も「重点誘導地区」として不均一課税の範囲を説明していたが、この「重点誘導地区」の起案も決裁もなされていないもとでの説明だったことも市議会会議録で明らかとなった。(資料15【14】、平成30年第四回定例会補正予算等審査特別委員会12月18日 D委員の質疑)
- ⑦ また、「重点誘導地区」は、その後、あわてて決済処理が行われたようだが、 平成31年1月22日に総務常任委員会に地域振興部から提出された資料でも(資 料16【15】)、さらに令和4年3月10日に総務経済文教分科会に地域振興部か ら提出された資料でも(資料17【16】)、相変わらず「重点誘導地区」ではな

- く「対象地区」の表示のものであった。固定資産税の賦課決定をする部署や不均一課税の実施を企画・立案した部署においても、こうした認識だった訳である。行政機関としての意思決定前に議会に議案が提案されたことも重大だが、その後においても分科会等に違った資料を提出すること自体、「重点誘導地区」の概念が、さほど重要な意味を持つものではなく、行政機構に十分に認識されていないことを示している。
- ⑧ これらの不正確、不自然な行為は、不均一課税の公益性について、合理的形態を整えようとしたものの、「後付けの理由」とでも言わんばかりの対応しかできなかったことを示すものであり、不均一課税の必要性は認められないものである。

(不均一課税実施に求められる公益性と街づくりの理念について)

- ① 固定資産税の不均一課税が公益性を事由とする場合、公益性の範囲について地方公共団体の裁量で何でも容認されるとした場合、税負担の公平の原則が阻害されかねない。公益性の事由について論理的に説明されなければならないものと考えるが、議会質疑で指摘されても答えきれていない。(資料17 平成30年第4回定例会補正予算等審査特別委員会 D委員の12月17日質疑)
- ② 固定資産税は市町村の基幹税として位置づけられているものである。また、 固定資産税は物税として課税されるので、基本的には納税義務者の経済状況に 左右されず、課税客体である固定資産価値に担税力を見出すものである。等し い価値を有する資産は等しく課税されることが固定資産税課税における公平で ある。
- ③ 旭川市は、令和4年度(2022年度)にA社に固定資産税1千113万9千248円を軽減し、B社にも固定資産税31万8千865円を軽減するなどし、合計で1千145万8千113円の固定資産税の減収をもたらした。さらに、令和2年度(2020年度)にも、B社に対し固定資産税が31万8千865円を軽減するなど、3件を合計すると1千177万6千978円の固定資産税の減収をもたらした。

地方税法第6条第2項を根拠にしたものであるが、地方税法は地方公共団体にすべての裁量を認めているわけではないことは、前述した旧自治省の「51年通達」から判断できる。

- ④ 少なくとも、公益性について以下の諸点について合理的・論理的説明がなされる必要があるが、監査請求人が確認した範囲では合理的・論理的な理由は見当たらない。
 - (ア) 不均一課税の実施するエリアから道路一本隔てたところでは、なぜ、「根拠条例」及び同規則が求める建物を建設しても該当にならないのか、また、なぜ公益性が認められないのか。
 - (イ) 商業施設やホテルなどが密集しているエリアに、なぜ、税の優遇制度を 設けて同種の施設を誘導しなければならないのか。どこに公益を見出せる のか。不均一課税の成果を検証できるのか。
 - (ウ) 不均一課税という優遇制度導入前に建設した建物との不公平さについて,

また、一般市民の負担との不公平さについて、どのように説明できるのか。

- (エ) なぜ、不均一課税の対象区域内においても、建物の構造を「中層以上」、「3階建て以上の建物」、「2階建て以上の建物」という異なる条件設定をするのか。これらの条件の違いについて「公益性」の観点から説明できるのか。
- (オ) 不均一課税の対象となるには、いずれのエリアにおいても1階のフロア の二分の一以上を小売店及び飲食店が占めなければならないが、公益性と どのように関係するのか。
- (カ)また、旭川市は平成20年第4回定例会に国際観光ホテル整備法に基づく不均一課税条例の廃止提案を行い可決された。廃止理由として、当時のI税務部長は「登録ホテルに対し不均一課税を継続する公益上の理由が薄れてきたこと、このことによりましてホテル相互間及び一般納税者との間の税負担の公平性を図る必要があること、法人市民税などにおきまして財政上の事情により制限税率を採用しているところでございますけれども、一方で、特定のホテルに対しまして優遇措置を講ずることによる税制度上の課題を解消する必要があること、そして、本市の厳しい財政状況にあって財源を確保する必要があること、さらに、中核市及び道内各市におきましても不均一課税を実施していない自治体が多い状況などを考慮いたしまして、不均一課税を廃止しようとするものです」(平成20年12月3日)と述べている。これとの整合性についてどのように説明できるのか。

上記に関する疑問点について、旭川市の見解を旭川市議会会議録で可能な範囲で確認したが見当たらない。また、これまで、合計で1千177万6千978円もの固定資産税を減免したことに、税の公平性を犯してまで必要とする公益性を見出すことができない。

行政が議会質問に対して述べていることは、単なる街づくりに対する考え方 や理念に過ぎないものである。

旭川市が議会で説明した程度の内容で不均一課税の実施が可能となるのであれば、旭川市内のいたるところで、また、全国各地のいたるところで固定資産税の不均一課税が可能となってしまうが、そんなことは、地方税法が予定するところではないし、認めないものである。旭川市の固定資産税減免は税負担の公平性という大原則から見て許されるべきものではない。

(旭川市の不均一課税による固定資産の減収に公益性は存在しない)

- ① 旭川市が固定資産税の不均一課税について市議会に説明を始めたのは平成30年11月である。(資料18)
- ② この説明資料では、「・・・なお、教育施設や子育て支援施設などの一部の 用途については、立地適正化計画に基づく、都市機能立地支援事業の対象とな り、固定資産税の減額分と連動する国からの支援制度の活用も検討する」とし ていたが、結果的には国の支援事業は商業施設を対象外にしたことから、実現

には至っていないものとみられる。旭川市は、商業施設を除外して国の支援事業と連携できるスキームになぜしなかったのか、なぜ、最後まで商業施設の誘導にこだわったのかという疑問が残る。

- ③ 一方、A社は、平成29年12月25日には旭川西武A館跡地取得を表明しており、旭川市地域振興部では平成30年1月16日の協議はじめ、旭川市議会で根拠条例が可決するまでの間に少なくても同年3月28日、8月30日、6月、10月1日、11月19日など6回の協議が行われていることが、地域振興部の「A社との協議経過について」の資料及び令和4年決算審査特別委員会でのD委員の市長総括質疑の答弁から確認できる。(資料19)
- ④ 少なくとも、A社の駅前出店について時系列的に考えると「都市機能の誘導策」ではなく、特定企業に対する「支援策」というべきものである。特定企業の支援策は、地方税法第6条第2項の予定しているものではなく、税負担の公平さに勝る公益性にはあたらない。
- ⑤ 不均一課税に係る公益性について十分な説明ができないことから見て(資料 20 令和 4 年予算等審査特別委員会 3 月11日 D委員質疑), また, 重点誘導地区の意思決定の不自然さから見ても, そもそも税の公平さを阻害してまでの公益性が存在しないのは明らかである。それどころか, 不均一課税という優遇税制を, 特定企業の対象地区の出店に便宜を図る目的で用いたといわれても仕方がないものである。
- ⑥ 国民の納税は、憲法で義務づけられている。日本国憲法第30条は「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ」ことを規定している。また、第14条では、「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分 又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と、法の下の平等を定めている。税の賦課及び徴収に関する行政執行にあたっては、これら、憲法の要請に従った事務を行うべきであり、旭川市が実施した不均一課税は違憲のものである。

(法制度に逸脱した行為で旭川市に損害をもたらした)

- ① 以上,述べてきたように,「旭川市長等」は、旭川市の優遇税制度においては「公益」が弱く、固定資産税の不均一課税をできるとした規定を満たしていないにも関わらず不均一課税を実施し、令和4年度(2022年度)には、A社に固定資産税1千113万9千248円を軽減し、B社にも固定資産税31万8千865円を軽減して、合計で1千145万8千113円の損害を旭川市にもたらした。また、令和2年度(2020年度)にも、B社に対し固定資産税を31万8千865円軽減し、旭川市に損害をもたらした。3件を合計すると1千177万6千978円の損害額である。このように「旭川市長等」は、固定資産税収の賦課・徴収を怠り旭川市に損害を与えたことは明らかである。
- ② 租税の基本原則は、公平の原則にあり、一定の範囲のものに対して不均一を 実施することは、この原則と矛盾する。したがって、公平の原則を害すること による弊害よりも課税免除の措置による利益が大きいときに、はじめて、不均

一課税が許されるというのが地方税法第6条第2項の規定である。「旭川市長等」は不均一課税を実施する場合には、常にこの一般的な負担の公平と特定の政策目的と価値についてその軽重を比較検討すべきであるにも関わらず慎重さを欠き、さらに、補助金制度による対策を選択することが可能だったにもかかわらず、その手法を取らなかった。結果として、上述したような固定資産税減免を実施したことは、地方税法第6条第2項の解釈を誤った違法なものである。

- ③ また, 「旭川市長等」の行為は, 憲法第30条及び第14条の規定にも反するものであり違憲である。
- ④ A社とB社については、旭川市の違法な固定資産税の賦課・徴収行為により、 それぞれの減額分が不当利得となる。
- 4. 以上, 地方自治法第242条第1項の規定により, 別紙事実証明書を添付のうえ 必要な措置を請求する。

上記の事実証明書及び請求人名簿については、請求人から提出されているが、 本監査結果では添付を省略する。

第2 監査の実施

1 請求の受理

令和4年10月24日に監査委員会議を開催し要件審査を行い、本件住民監査請求のうち、令和2年度の不均一課税に係る請求については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第2項の規定にある請求の1年の期間制限に抵触するおそれがあったことから慎重を期すため、請求の適格性の判断を保留した一方、令和4年度の不均一課税に係る請求については、法定要件を具備しているものと認められたため、一部について判断保留の上で受理することとした。

請求の適格性の判断を保留した令和2年度の不均一課税に係る請求について,請求 人は,通常の固定資産税額からの軽減額を損害として挙げつつ「公金の賦課を怠る事 実」として請求しているが,これを文面どおり軽減額相当についての公金の賦課を怠 っているという主張と受け取って請求の対象としてよいかを,措置請求書の記載事項, 事実を証する書面及び請求人の陳述内容を踏まえて協議を重ね,請求の対象を客観的 かつ実質的に検討した。

その結果,請求人の請求は,固定資産税の不均一課税の違法性を根拠として軽減額相当分の損害の補塡を求めるものであるため,実質的には固定資産税の不均一課税を違法・無効であるとし,軽減額相当の損害賠償請求権を,市長等に対して行使するよう求めるものと解すべきであって,令和2年度の不均一課税に係る請求は,法第242条第1項の「財産の管理を怠る事実」に該当すると判断した。

「怠る事実」については、昭和53年6月23日最高裁判所判決で、法第242条第2項に規定する請求の1年の期間制限の適用はないとされている。しかし、「財産の管理を怠る事実」に係る請求の1年の期間制限については、昭和62年2月20日最高裁判所判決で「普通地方公共団体において違法に財産の管理を怠る事実があるとして法242

条1項の規定による住民監査請求があった場合に、右監査請求が、当該普通地方公共 団体の長その他財務会計職員の特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為 が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産 の管理を怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、右怠る事 実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあった日又は終わった日を基準として同条 第2項の規定を適用すべきものと解するのが相当である。」とされている。

この判例に照らして令和2年度の不均一課税に係る請求をみると、請求人は固定資産税の不均一課税という財務会計上の行為が違法、無効であることに基づいて発生する「実体法上の請求権の不行使」すなわち、損害賠償請求権の不行使をもって「財産の管理を怠る事実」と主張するものであるため、損害賠償請求権が発生するとされる当該行為である固定資産税の賦課決定が行われた日を基準として法第242条第2項の規定にある1年の期間制限を適用することとなる。

また、平成14年10月15日最高裁判所判決で法第242条第2項「本文にいう当該行為のあった日とは一時的行為のあった日を、当該行為の終わった日とは継続的行為についてその行為が終わった日を、それぞれ意味するものと解する」とされている。

固定資産税の賦課決定処分は一時的行為であるから、処分を行った日である令和2年4月13日を基準として法第242条第2項の規定にある請求の1年の期間制限を適用すると、本件住民監査請求がなされた令和4年10月13日は当該行為のあった日から1年を経過している。

続いて、法第242条第2項ただし書では、「ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されているところ、このただし書については、平成14年9月12日最高裁判所判決で「正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。」とされている。

これを本件住民監査請求の事案についてみると、令和2年度の不均一課税に係る請求は、令和2年5月15日に当該家屋の所有者から公表に係る同意書を受領していることから、同日には、当該行為の存在及び内容を知ることができたと判断できる。

以上のことから、請求人は、令和2年度の不均一課税の存在及び内容を知ることができた時から1年以上経過してから監査請求をしたものであって、相当な期間内に監査請求をしたとはいえず、正当な理由があると認めることができないため、本件住民監査請求のうち令和2年度の固定資産税の不均一課税に係る請求は監査請求期間を徒過したものであるため不適法であり、却下することとした。

2 監査対象事項

監査の実施に当たり、措置請求書の記載事項及び事実を証する書面を勘案し、監査 対象事項は次の事務とした。なお、上記1のとおり却下した請求については、監査の 対象としなかった。

(1) 令和4年度の固定資産税の不均一課税

3 監査対象部局

監査対象部局を地域振興部及び税務部とし、関係書類の提出を求めた。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき、令和4年11月17日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。その際、措置請求書を補完する資料が提出されるとともに、請求の補足説明を受けた。なお、陳述に当たっては法第242条第8項の規定に基づき関係職員が立ち会った。

(1) 令和4年10月13日付けの措置請求書を補完する資料

ア 平成18年度地方財政の運営について (平成18年4月19日総財財第37号総務事務 次官通知) 抜粋

5 関係職員の陳述等

令和4年11月17日に、地域振興部長及び税務部長並びに担当者から陳述を受けるとともに、令和4年11月8日及び24日並びに12月2日に地域振興部に対し、国の支援事業の変遷が分かる資料及び令和2年度の不均一課税の概要が公表可能になった時点のわかる資料の提出依頼並びに不均一課税制度の利用状況についての照会を行った。なお、陳述に当たっては法第242条第8項の規定に基づき請求人が立ち会った。

第3 監査の結果

1 関係法令

監査対象事項について、関係する法令等との照合、関係書類等の調査並びに請求人及び関係職員の陳述等を実施した結果、次の事項を確認した。

(1) 地方税法における不均一課税制度の概要

地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第2項は、地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては不均一の課税をすることができると規定している。

また、制度所管省庁である総務省は、固定資産税における不均一な課税について(昭和51年5月26日自治固第48号自治省税務局長通達)において、「固定資産税について不均一な課税方法を採用し、特定の固定資産に対して他の固定資産と異なる税負担を求めることは例外的に認められる」こととし、この場合においても、固定資産の価値に着目し、それを所有することに担税力を見出し、その価値に応じて税負担を求める物税であるという「固定資産税の基本的性格及びこれを前提として組み立てられた法制度の建前に即し、いやしくもこれを逸脱するような運用は許されない」としている。

なお、他自治体においても本市同様国による減収補填等がない固定資産税の不均 一課税によって企業等を誘致する手法を採用している例がある。

(2) 旭川市都市機能の誘導に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の概要 市は、他市において不均一課税制度を導入している事例も参考にしつつ、地方税 法第6条第2項の規定に基づき、中心市街地に都市機能を誘導するために、固定資 産税の不均一の課税を行うことに関し必要な事項を定めるものとして、不均一課税の対象家屋及び対象者並びに不均一課税を受けるために必要な手続等について定めた旭川市都市機能の誘導に係る固定資産税の不均一課税に関する条例(平成30年旭川市条例第68号。以下「条例」という。)を旭川市議会平成30年第4回定例会に提案し、大綱質疑及び補正予算等審査特別委員会における審査を経て平成30年12月20日に原案どおり可決され、同日に公布及び施行した。

条例の内容としては、対象となる区域内に、平成31年1月2日から令和6年1月1日までの間に、都市機能施設を開設するために家屋を新築、増築する場合や既存の家屋の大規模改修を行う場合に、対象者からの申請に応じ、その家屋に係る固定資産税の額を、5年間を限度として、旭川市税条例(昭和43年旭川条例第20号)第67条に規定する固定資産税の税率に2分の1を乗じて得た額とする不均一課税を実施するものである。

2 事実関係の確認

監査対象事項について、関係する法令等との照合、関係書類等の調査並びに請求 人及び関係職員の陳述等を実施した結果、次の事項を確認した。

(1) 本件対象家屋に対する固定資産税の賦課手続について 令和4年4月13日付けで固定資産税の賦課決定がなされたことを確認した。

ア B社

対象家屋:旭川市3条通7丁目

不均一課税がなかった場合の固定資産税相当額:637,731円

不均一課税後の固定資産税相当額:318,865円

イ A社

対象家屋:旭川市1条通8丁目

不均一課税がなかった場合の固定資産税相当額: 22, 278, 496円

不均一課税後の固定資産税相当額:11,139,248円

(2) 旭川市中心市街地の概況

本件不均一課税が行われた当時、旭川市の中心市街地は、平成21年7月20日に 丸井今井旭川店が、平成27年9月30日に西武旭川店が閉店し、中心市街地の賑わいを創出する大型百貨店が相次いで撤退するという状況にあった。

中心市街地の中央・大成エリアにおいては事業所数の減少傾向が続いていた。

条例の対象区域内においては、固定資産税の平成30年度課税分の課税物件のうち、およそ54%が築40年を超えている状況であって、老朽化した建物の更新が進んでいなかった。

宮下通から8条通までにおける買物公園本通の空き地及び駐車場の件数は、平成24年12月時点では13件であったのに対し、平成30年12月時点では22件となるなど、小規模な空き地の多くは駐車場として一時利用され、低未利用地の増加が進んでいた。

これらの状況への対策を含む主な計画として、旭川市中心市街地活性化基本計画(平成29年度策定)、都市計画マスタープラン(平成28年度策定)及び旭川市立地適正化計画(平成30年度策定)等が策定されていた。

(3) 旭川市都市機能の誘導に係る固定資産税の不均一課税に関する議会質疑等の概要

条例は、平成30年第4回定例会において提案され、大綱質疑、補正予算等審査特別委員会における審査を経て議決された。その後、現在に至るまでの間、複数回本件不均一課税に関する質疑が行われた。

これら議会における公益に関する質疑に対し、市が答弁した内容は概ね次のとおりである。

ア 中心市街地においては、大型百貨店が相次いで撤退する状況にあり、事業所 の減少傾向が続き、老朽化した建物の更新は進まず、小規模な空き地の多くが 駐車場として一時利用されている状況にあった。

このような状況は、来街者が減少し、都市全体の活力の低下につながるものであることから、必要な都市機能を誘導することにより、中心市街地における消費支出、雇用及び公共交通利用者等が増加し、地域経済が活性化するとともに、老朽化した建物の更新や空き地の土地利用による税収の増加などが期待されるものであり、このことは、市民の利益、すなわち公益に沿い、又は公益を増進するものである。

(4) 陳述等によって確認した事実

ア 請求人の陳述について

請求人の陳述の概要は、次のとおりであった。

(7) 国は、平成18年度地方財政の運営について(平成18年4月19日総財財第37号総務事務次官通知)において、「課税免除、不均一課税、減免等の措置についても、その内容について十分検討を加えるとともに、他の公共団体に及ぼす影響等に慎重な配慮を行い、その適正化に一層努めるなど法の趣旨に即して厳正な運用を図ること」と述べている。

旭川市の主張するような、全国に共通して実施できるような理由で実施することは、他の公共団体への影響が懸念されるため、これに反し、地方税法第6条第2項の予定するところではない。

- (イ) 施設の誘導をどうしてもやる必要があるのであれば、補助金の手法による べきと考える。
- (ウ) 市の実施した不均一課税は目的,成果ともに漠然としており、検証も十分 することができないものであって、行政の恣意的な判断で税の負担の公平を ゆがめるものである。
- イ 関係職員の陳述等について

関係職員の陳述の概要は、次のとおりであった。

(ア) 地方税法第6条第2項において、公益上その他の事由を考慮して、地方団体が特別の措置を講ずる必要があると判断した場合にあっては、特定の場合において、ある一定の範囲の納税者に限って、一般の税率と異なる税率で課税する不均一課税を行うことができるものとされている。

公益上その他の事由とは広く住民一般の利益を増進すると認められる場合などと解されている。

当然、租税の基本原則は公平の原則にあることから、その実施に当たっては一般的な負担の公平と特定の政策目的と価値についてその軽重を比較検討した上で行うべきものとされている。

(イ) 本市においては、大型百貨店が相次いで撤退するという状況にあり、中心 市街地の中央・大成エリアにおける事業所数の減少傾向が続き、さらには、 老朽化した建物の更新は進まず、小規模な空き地の多くは駐車場として一時 利用されている状況にあった。

こうした状況は、来街者が減少し、都市全体の活力の低下につながるものであることから、必要な都市機能を誘導することにより、老朽化した建物の更新や空き地の土地利用を促進することはもとより、経済波及効果などが期待されるものであって、公益を増進するものである。

- (ウ) 補助金ではなく、税制度による優遇措置を選択したことは、条例に定める要件を満たす事業者が、財源の如何によらず、一律にこの優遇措置を受けることができるようになること、さらには、条例の立案時点においては、都市再生整備計画の策定を前提とするものの、不均一課税による支援を行うことにより、一定の都市機能誘導施設に限り、国が民間事業者に対して直接補助を行う都市機能立地支援事業の活用が可能となる利点も考えられたためである。
- (I) 旭川市中心市街地活性化基本計画は、不均一課税の手法による都市機能施設の誘導を否定しておらず、旭川市立地適正化計画や都市計画マスタープランなどの各種計画との整合を図ることとしている。

旭川市立地適正化計画においては、条例で定める対象区域及び中心市街地活性化基本計画で設定した区域を網羅した区域を都市機能誘導区域と設定し、都市機能の誘導促進を図ることとしており、条例に基づく本件不均一課税による優遇措置は、中心市街地活性化基本計画の趣旨を踏まえた具体的な施策である。

(オ) 対象区域は、北海道が決定した都市計画法第7条の2第1項第1号の方針「旭川圏都市計画都市再開発の方針」において、計画的な再開発が必要な市街地の中でも特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区として、当該地区の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の整備を図るものとして定められた区域と同じくし、中心市街地活性化基本計画及び立地適正化計画との整合性を図っていることに加え、税負担の公平さを害することによる弊害を極力抑制することを意図し、定めているから、区域

の設定には合理性がある。

3 判断

(1) 令和4年度の固定資産税の不均一課税は違法又は不当か

一般に、法第242条第1項に規定する財務会計上の行為のうち裁量的行為について、それが違法となるのは裁量権の逸脱又は濫用があった場合であり(平成25年3月28日最高裁判決)、不当となるのは裁量権の逸脱又は濫用に至らない程度の不合理な行使があった場合であると解するのが相当とされている。

また、地方税法第6条第2項に規定されている「公益上その他の事由」とは、同条及び同法の他の諸規定との関連解釈上、公益上の事由及び公益に準ずる事由と解され、公益上の事由とは、当該課税対象に対し不均一の課税をすることが直接公益を増進し、又は不均一の課税をしないことが直接公益を阻害する場合をいうものと解される。そして、直接公益を増進し又は直接公益を阻害するか否かは、当該不均一課税措置の目的、趣旨、効用及び経緯、不均一課税措置の対象となる事業の目的、性質及び状況、当該地方公共団体の財政の規模及び状況、議会の対応、地方財政に係る諸規範等の諸般の事情を総合的に考慮した上で検討することが必要であると解される(平成28年9月8日大阪地裁判決)。

これらの考え方に基づき、公益上の事由があるといえるかを検討する。

ア 不均一課税の目的

条例第1条、陳述及び議会答弁等によると、条例は中心市街地に都市機能を誘導するために定められたものであるところ、この制度によって必要な都市機能を誘導することで来街者の減少を防止し、建物の更新、低未利用地の活用を進め、中心市街地を活性化するという目的を実現しようとするものであって、条例に基づいて行われる本件不均一課税措置も同様の目的を有するものということができる。このような本件不均一課税の目的自体、中心市街地を活性化することによってまち全体の魅力と利便性の向上を図るものであるから、公益を増進するものといえる。

イ 不均一課税制度採用の経緯

2(2)のとおり、本件不均一課税の対象となる旭川市の中心市街地は、大型百貨店の撤退、事業所数の減少、建物の老朽化や低未利用地の増加など、都市活力が低下しつつある状況にあったところ、他自治体において国による減収補塡等がない固定資産税の不均一課税によって都市機能を誘導する手法を採用している例を参考にしつつ都市機能の誘導に係る固定資産税の不均一課税措置を設けたものであって、その経緯に格別不合理な点はない。そして、2(3)のとおり旭川市議会における審議を経て条例が制定され、条例が定める要件を満たすものとして本件不均一課税措置が行われていることからすると、不均一課税は中心市街地を活性化するというアの目的を実現するために市が採用した政策の具体化の一つであって、その目的達成の手段としても合理的なものということができる。

ウ 本件不均一課税の対象

- (7) 条例第3条で本件不均一課税の対象家屋の要件を、規則第3条に定める区域で新築、増築又は大規模改修が行われた家屋であって、規則第4条に定める区域ごとの規模及び小売又は飲食が1階面積の2分の1以上を占める家屋であること、規則第2条に定める都市機能が家屋全体の面積の2分の1以上を占めることと定めている。
- (イ) 条例第4条で対象者を、不均一課税を受けようとする固定資産についてほかの法令による減額を受けておらず、市税の滞納がない者に限定している。
- (ウ) 条例第5条第2項により、不均一課税を行う期間を5年間に設定している。
- (I) これらの規定により、不均一課税の対象が、アの目的である中心市街地の 活性化を効率よく達成し、租税の公平原則を害することによる弊害が小さく なる家屋等に限定されており、この要件を満たす本件対象家屋は、税の公平 原則を害することによる弊害を低減しつつ中心市街地の活性化に資するもの と認められる。

エ 本件不均一課税の効果

旭川市中心市街地活性化基本計画,都市計画マスタープラン及び旭川市立地適正化計画等に基づきウのとおり対象区域や都市機能等を限定することにより、市が中心市街地の活性化のために必要な区域に必要な都市機能を誘導し、アの目的を達成することが見込まれる。現に要件に合致した都市機能施設として本件対象家屋が新築されたものであって、本件対象家屋の範囲においては都市機能の誘導、建物の更新及び低未利用地の活用がなされている。

才 小括

以上の事情に照らせば、本件不均一課税は、都市活力が低下しつつあった旭川市の中心市街地を対象区域とし、必要な都市機能を誘導することで来街者の減少を防止し、建物の更新、低未利用地の活用を進め、中心市街地を活性化することを目的とするものであって、旭川市議会における審議を経て定めた条例に基づいて行われたものである。必要な区域に必要な都市機能を誘導することにより税の公平原則を害することによる弊害を低減しつつ中心市街地の活性化を図る取組として不均一課税を実施したことにより、現に要件に合致した都市機能施設が新築されたものであって、本件対象家屋の範囲においては都市機能が誘導され、建物の更新及び低未利用地の活用がなされている。

そうであるとすると、本件不均一課税は公益の増進に適うものということができ、他自治体において本市同様国による減収補塡等がない固定資産税の不均一課税によって企業等を誘致する手法を採用している例が複数見られることに鑑みても、市長に与えられた権限を逸脱し、又は濫用したものとはいえず、裁量権の不合理な行使があったと評価することも困難であることから、地方税法第6条第2項に反するとはいえず、違法又は不当であるということはできないものと判断する。

(2) 請求人の主張について

請求人は、本件不均一課税について、租税の公平原則を害することの弊害に比べて公益が弱いことを主張するほか、以下のような主張により本件不均一課税の 違法又は不当を主張しているため、以下それぞれ検討する。

ア 補助金制度を採用すべきだったという主張

請求人は、すでに都市機能施設が集積している中心市街地にさらに都市機能施設を誘導することには租税の公平原則を害することによる弊害を超えるだけの公益がなく、補助金制度で行うべきであったと主張している。

しかし、上記(1)のとおり、中心市街地はすでに都市機能施設がある程度集積しているとはいえ、衰退の兆候を見せていたのであって、本件不均一課税によって、本件対象家屋の範囲においては都市機能が誘導され、建物の更新及び低未利用地の活用がなされたと認められるところ、必要な都市機能等を誘導し中心市街地を活性化する目的を実現するために、不均一課税制度と補助金制度のどちらを採用するかは市長の政策判断の裁量の範囲内と考えられる。

また、補助金制度によらず不均一課税措置によることによって、条例の要件に合致する者が、財源の限定なく一律に固定資産税の不均一課税を受けられるという利点が存在していると認められることから、市長の政策判断は合理的であるといえ、請求人の主張には理由がないものと判断する。

イ 市の各対応は公益がないことを示しているという主張

請求人は、議会の質疑等において市が公益について十分な説明ができていないこと、市の計画と整合が図られていないこと、対象区域の表記が資料によって統一されていないことなどを挙げ、これら市の対応は本件不均一課税に公益がないことを示していると主張している。

公益について十分な説明がされていないという主張については、説明の十分 さに客観的な基準があるものではないが、議会において審議が尽くされた上で 可決されたという事実がある以上、一般的には十分な説明がされたと判断でき るものと考える。

新しい機能を誘導するとされている市の計画との整合が図られていないという主張については、請求人と市がそれぞれ主張する旭川市中心市街地活性化基本計画、都市計画マスタープラン及び旭川市立地適正化計画を確認したところ、確かに中心市街地活性化基本計画の他の計画との関係の章で、都市計画マスタープランでの記述として「都市機能の充実と新しい機能の導入による中心市街地づくり」が記載され、これと整合を図るとしているが、中心市街地活性化という目的においては一致しており、どのような手法をとるかは、市長の裁量によると考えられることから、整合が図られていないとはいえない。

対象区域の表記が資料によって統一されていないことは、当該区域に都市機能を誘導するという意識が行政機関に十分認識されておらず、公益があるというのは後付けの理由であることを表すものであるという趣旨の主張については、関係部局は当初「重点誘導地区」としていたが、平成30年第4回定例会補正予

算等審査特別委員会での資料では「対象とする区域」とし、その後については「対象地区」に表現を統一し、以後、呼称の変更は行っていないと陳述している。請求人は、「対象地区」から「重点誘導地区」に変更され、その後も「重点誘導地区」ではなく「対象地区」との資料が提出されていると主張するが、請求人が提出した資料には日付のないものがあり、請求人の主張する事実は確認することができない。

以上のとおり、請求人の主張には理由がなく、また、請求人の主張のとおり の事実があったとしても、そのことのみをもって公益がないとまでいえるもの ではない。

ウ 本件不均一課税は特定企業への支援策であって公益がないという主張 請求人は、請求書添付の資料19に対象家屋の特定所有者と市が条例制定前に 6回協議をした経過があることを挙げ、本件不均一課税は当該特定所有者への 支援策であって公益がないと主張している。

一方で市は同資料について優良建築物等整備事業に関する協議の記録である旨を主張しているところ、同資料には何についての協議であったかを示す情報は含まれておらず、特定企業への支援目的の協議であったと解するに足る事情はない。

また、条例は要件を満たす全ての者に対して一律の措置を講じることを規定 したものであって、現に本件監査請求の対象となった2者以外からも相談が寄 せられているものであるから、特定企業の支援を目的として不均一課税をする 趣旨のものとは考えられない。

確かに、直接的に不均一課税の利益を受けるのは本件不均一課税の対象家屋 所有者であるが、対象家屋所有者が特定の都市機能等を有する対象家屋を対象 区域に新築等したことにより、(1)オのとおり本件対象家屋の範囲においては都 市機能が誘導され、建物の更新及び低未利用地の活用がなされたという公益が あったと認められることから、請求人の主張には理由がないものと判断する。

(3) 結論

以上のことから、本件住民監査請求のうち、令和4年度の固定資産税の不均一 課税については違法又は不当であるとはいえず、これに伴う損害の補塡を求める 請求には理由がないと判断し、棄却する。

(参考資料)

〇地方自治法(抜粋)

(住民監査請求)

- 第242条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。
- 2 前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過した ときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りで ない。

3~11 略

〇地方税法(抜粋)

(公益等に因る課税免除及び不均一課税)

第6条 略

- 2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。
- ○旭川市都市機能の誘導に係る固定資産税の不均一課税に関する条例(抜粋) (趣旨)
 - 第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第6条 第2項の規定に基づき、中心市街地に都市機能を誘導するために、固定資産税の不均 一の課税を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(不均一課税の対象家屋)

- 第3条 不均一課税は、平成31年1月2日から平成36年1月1日までの間に規則で定める区域内に新築等が行われた家屋であって規則で定めるもののうち、次に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、市長の確認を受けた家屋(以下「対象家屋」という。)に対して課する固定資産税について行うものとする。
 - (1) 家屋の1階における小売業及び飲食業に属する事業の用に供する部分の床面積が、当該家屋の1階の床面積の2分の1以上であること。
 - (2) 一の家屋における都市機能施設に係る床面積(増築又は大規模改修の場合にあっては、当該増築又は当該大規模改修に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の合計が、当該家屋の人の居住の用に供する部分を除く床面積の合計の2分

の1以上であること。

- (3) 家屋に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業の用に供する部分が含まれないこと。
- 2 前項の確認を受けようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長 に申請しなければならない。

(不均一課税の対象者)

- 第4条 不均一課税は、対象家屋の所有者のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当する所有者(以下「対象所有者」という。)に対して行うものとする。
 - (1) 次条第1項の規定による不均一課税に係る固定資産税について、他の法令による減額の規定の適用を受ける者でないこと。
 - (2) 市税の滞納がないこと。

(不均一課税)

- 第5条 市長は、対象所有者が基準日において所有している対象家屋(人の居住の用に供する部分を除く。)に対して課する固定資産税(増築又は大規模改修が行われたことにより対象家屋とされた場合にあっては、当該増築又は当該大規模改修に係る部分に対して課する固定資産税)について、不均一課税を行うものとする。
- 2 前項の不均一課税は、固定資産税に係る基準年度以降5年間において行うものとする。この場合における固定資産税の税率は、条例第67条の規定にかかわらず、同条に 規定する税率に、2分の1を乗じて得た税率とする。
- ○旭川市都市機能の誘導に係る固定資産税の不均一課税に関する条例施行規則(抜粋) (施設の範囲)
 - 第2条 条例第2条第1号の規則で定める施設は、別表に掲げる施設とする。 (対象区域)
 - 第3条 条例第3条第1項の規則で定める区域は、次の各号に掲げる区域とする。
 - (1) 路線名が, 市道緑橋通2号線, 道道旭川停車場線, 市道宮下通1号線, 市道昭和通線, 国道40号及び市道8条通2号線である道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいう。以下同じ。)に囲まれた区域
 - (2) 路線名が、市道雨紛新旭川通1号線、道道新開旭川線、市道13・14丁目間横通2号線及び国道39号である道路に囲まれた区域

(対象家屋)

- 第4条 条例第3条第1項の規則で定める家屋は、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、 当該各号に定める家屋とする。
 - (1) 路線名が, 道道旭川停車場線, 市道宮下通1号線, 市道昭和通線及び市道1条通線である道路に囲まれた区域 中層以上の家屋
 - (2) 路線名が, 道道旭川停車場線, 市道1条通線, 市道昭和通線及び国道39号である 道路に囲まれた区域 3階建て以上の家屋
 - (3) 路線名が, 市道緑橋通2号線, 国道39号, 国道40号及び市道8条通2号線である 道路に囲まれた区域並びに前条第2号に掲げる区域 2階建て以上の家屋
- 2 条例第3条第1項第1号に規定する小売業及び飲食業に属する事業の用に供する部

分とは、日本標準産業分類(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する 統計基準である日本標準産業分類をいう。以下同じ。)に掲げる小売業(無店舗小売 業を除く。)及び日本標準産業分類に掲げる飲食店の用に供する部分(管理,補助的 経済活動を行う事業所に係る部分を除く。)をいう。